

説明会等の状況について

1 遊佐町区長会研修会

- 令和3年7月5日（月） (蕨岡地区 (17名)) <蕨岡まちづくりセンター>
- 令和3年7月13日（火） (遊佐地区 (33名)) <生涯学習センター>

2 遊佐町議会全員協議会

- 令和3年10月7日（木） (遊佐町町議会議員等) <遊佐町役場>

3 遊佐町地区別住民説明会（6地区）<会場：各まちづくりセンター>

| 説明者 日程 | エネルギー政策推進課 | |
|----------------------|--|--|
| 令和3年 11月9日 (火) | 【吹浦地区】 18:30～21:00 吹浦まちづくりセンター1Fホール <u>出席者数：21名（町外2名）</u> | 【遊佐地区】 18:30～20:30 生涯学習センター2F大会議室 <u>出席者数：27名（町外5名）</u> |
| | <u><前年実績></u> 日 時：11/4 18:30～20:05 <u>出席者数：7名（町外1名）</u> | <u><前年実績></u> 日 時：11/4 18:30～20:20 <u>出席者数：33名（町外1名）</u> |
| 11月16日 (火) | 【西遊佐地区】 18:30～20:40 西遊佐まちづくりセンタ一体育館 <u>出席者数：23名（町外5名）</u> | 【稻川地区】 18:30～21:10 稲川まちづくりセンター1Fホール <u>出席者数：31名（町外2名）</u> |
| | <u><前年実績></u> 日 時：10/27 18:30～19:50 <u>出席者数：34名（町外1名）</u> | <u><前年実績></u> 日 時：10/27 18:30～19:50 <u>出席者数：16名</u> |
| 11月18日 (木) | 【高瀬地区】 18:30～20:55 高瀬まちづくりセンター1F講堂 <u>出席者数：19名（町外3名）</u> | 【蕨岡地区】 18:30～21:10 蕨岡まちづくりセンター1Fホール <u>出席者数：21名（町外6名）</u> |
| | <u><前年実績></u> 日 時：10/23 18:30～19:50 <u>出席者数：17名</u> | <u><前年実績></u> 日 時：10/23 18:30～19:50 <u>出席者数：19名</u> |

4 主な意見と回答・対応

| 項目 | 意見・質問 | 回答・対応 | 備考 |
|---------|--|---|---|
| 周知・公表 | ・洋上風力発電を知らない町民が多く、合意形成が足りていないのではないか。更なる周知が必要である。 | ・平成 30 年度から毎年、広報ゆざで遊佐町民向け説明会の開催案内を掲載し、町内全 6 地区で説明会を実施してきた。 ・広報ゆざでも、随時、進捗状況について周知しており、御意見を踏まえ、令和 4 年 1 月 1 日号では、令和 3 年度の住民説明会資料の概要版を折込みし、全戸配付し周知した。 ・加えて事業者による環境アセスメント制度等に基づく住民説明会も令和 2 年度以降、随時行われている。 | 蕨岡地区 遊佐地区 稻川地区 西遊佐地区 高瀬地区 吹浦地区 |
| | ・この住民説明会（6 地区）で出された意見も公表すべきである。 | ・平成 30 年度に「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」と「遊佐沿岸域検討部会」を設置し、これまで検討を重ねてきており、会議資料として住民の皆様から出された主な意見・質問について、回答・対応も含め報告し、県ホームページ上で公表している。 | 遊佐地区 西遊佐地区 吹浦地区 |
| | ・酒田市でも住民説明会を開催してほしい。 | ・遊佐町民向け説明会や広報ゆざによる住民説明会の周知については、遊佐町が主催しているものであり、県としては、利害関係者の範囲や周知方法について地元自治体と相談しながら対応している。 | 遊佐地区 |
| | ・住民投票をするべきではないのか。 | ・住民投票については、条例に基づき遊佐町において判断することになる。 | 西遊佐地区 吹浦地区 |
| 自然環境・景観 | ・自然に惹かれて移住したが、景観に不安。予め情報発信してほしかった。 | ・遊佐町では、町民への情報発信ツールである広報ゆざをホームページ上にも掲載し、町民以外の方も見ることができるようになっている。この広報ゆざでは平成 30 年度から毎年、住民説明会の周知を行っている他、令和元年度末以降、洋上風力発電事業の進捗について随時掲載している。 ・また、令和元年度から、まちづくりセンターでのパネル展示も行っている。 | 吹浦地区 |
| | ・環境アセスメントの事業者からの説明では風車の影が広い範囲に影響することだった。 | ・風車の影が及ぶ範囲の影響については、事業者が環境アセスメント手続きを進めていく中で調査を行うことになる。事業者に対して詳細な調査の実施と住民に対する丁寧な説明を求めていく。 | 西遊佐地区 |

| 項目 | 意見・質問 | 回答・対応 | 備考 |
|---------|--|--|--|
| 自然環境・景観 | ・渡り鳥や湧水への影響が心配である。 | ・渡り鳥や湧水への影響については、事業者が環境アセスメント手続きを進めていく中で調査を行うことになる。事業者に対して詳細な調査の実施と住民に対する丁寧な説明を求めていく。 | 稲川地区 |
| | ・想定海域が海岸から1kmしか離れていないのは近すぎる。もっと遠くに風車を建てることはできないのか。 | ・今後、法定協議会での協議を経て、国が促進区域の指定を行うことになる。その促進区域の中のどの位置に風車を建てるのかについては、選定される事業者の計画による。 ・風車の配置について可能な限り海岸から離してほしいことを事業者に求めていきたい。また、環境アセスメント手続きの中で、住民が意見を述べることもできる。 | 蕨岡地区 稲川地区 高瀬地区 |
| | ・県作成のフォトモンタージュは実態と合うのか。また、他の場所でも追加作成してほしい。 | ・フォトモンタージュは、本来、事業を計画する事業者が作成するものであるが、昨年度の住民説明会で事業者に先立って、県で作成してほしいとの要望をいただき、一定の条件のもと、全体のイメージが湧くようパノラマ版で作成したものである。 ・今後、各事業者は、環境アセスメント手続きを進めていく中で、様々な眺望地点からのフォトモンタージュを作成し、住民へ示すことになる。また、更なる眺望地点の追加等については、事業者に求めていくが、住民も意見を述べることができる。 | 蕨岡地区 遊佐地区 稲川地区 西遊佐地区 高瀬地区 |
| 健康への影響 | ・騒音、低周波、電波障害が心配である。 | ・事業者が遊佐町沖で考えている計画に対して騒音、低周波、電波障害等の影響をどう評価しているのか事業者に説明を求めることができる。 ・洋上風力による健康への不安については事業者による環境アセスメント手続きにおいて、住民が意見を述べ、事業者による対応を求めていくことができる。 | 遊佐区長会 蕨岡地区 遊佐地区 稲川地区 西遊佐地区 高瀬地区 吹浦地区 |
| | ・海岸から1km離せば大丈夫という根拠を示してほしい。 | ・海岸からの距離については、国でも離岸距離を含む自然的条件が適当か、促進区域指定基準への適合性をより詳細に確認する調査等を行うことになっている。 | 遊佐区長会 高瀬地区 吹浦地区 |
| | ・陸上風力の近くに住み続けた住民への影響を教えてほしい。 | ・環境省が取りまとめた報告書によると、日本の風力発電施設から発生する低周波音は人間の知覚閾値 <small>いきち</small> (限界点)以下であり、人への健康影響についても、明らかな関連を示す知見は確認できなかったとしている。 | 吹浦地区 |

| 項目 | 意見・質問 | 回答・対応 | 備考 |
|------|--|---|---|
| 地域振興 | ・経済波及効果が約 370 億円、雇用創出効果は約 2,800 人とあるが、遊佐町だけの効果ではないと思う。目に見える形での町民への具体的なメリットがあればいいと思う。 | ・町民への恩恵や地域への具体的な振興策については、遊佐町において検討し、法定協議会で地元意見として発言していくことになる。 | 蕨岡区長会 蕨岡地区 遊佐地区 西遊佐地区 |
| | ・洋上風力発電の電気は停電時などに町民が優先的に使えるのか。 | ・各事業者が公募にあたって地域振興策として検討することになると思われるが、災害等停電時に非常用電源として電気を使える仕組みの構築等について、法定協議会で地元意見として発言していきたい。 | 西遊佐地区 |
| | ・酒田共同火力の動向が心配であり、事業者は地元からの雇用について考慮して進めてほしい。 | ・洋上風力発電が導入された場合、メンテナンス等の人材を地元から積極的に雇用する事業者が選定されるよう、法定協議会で地元意見として発言していきたい。 | 吹浦地区 |
| 撤去 | ・風車は 30 年後どうなるのか。また、途中で事業者が倒産し、風車が放置されるようなことはないのか。 | ・再エネ海域利用法の枠組みとして、事業者選定に当たっての公募の際、事業者は撤去費用を含めた事業計画を作成し応募することになっており、国は、撤去までを含め確実に事業実施できる事業者を選定することになっている。 | 蕨岡地区 遊佐地区 稻川地区 西遊佐地区 高瀬地区 吹浦地区 |
| | ・30 年後、風車が撤去されるのはあっという間なので長く活用してほしい。 | ・事業終了後は原則撤去することとされているが、他区域では、洋上風力発電設備が漁場形成の機能を有している場合など、関係漁業者等の同意を得て、海洋環境に配慮して行う場合は設備の一部を残置することを認める事例もある。 | 高瀬地区 |
| 進め方 | ・まずは実証機を建ててみんなに判断してもらつたらいいのでは。 | ・遊佐町沖の洋上風力発電については、再エネ海域利用法のプロセスに沿って進むこととなるため、実証機を建ててみるということにはならない。 | 遊佐地区 西遊佐地区 |
| | ・事業に大賛成。是非一日も早く着工に向けて進んでほしい。 | ・取組みに御理解いただき感謝申し上げる。引き続き、再エネ海域利用法のプロセスに沿って、丁寧に進めていきたい。 | 稻川地区 |

| 項目 | 意見・質問 | 回答・対応 | 備考 |
|-----|-----------------------------------|---|----------------------|
| 進め方 | ・この事業は県エネルギー戦略に基づくもの。県として立ち止まるべき。 | ・平成30年度に「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」と「遊佐沿岸域検討部会」を設置し、これまで研究・検討を重ね、住民との意見交換を行う場も設けながら議論・手続きを積み重ねてきた。そのうえで国に対して県として法定協議会の設置を要請している。 | 蕨岡地区 稻川地区 吹浦地区 |
| | ・この取組みの方向性に違和感がある。一回立ち止まるべき。 | ・国は昨年9月、遊佐町沖を有望な区域として整理しており、今後は再エネ海域利用法に基づき事業実施の判断も含め、協議等が進められる。 | 高瀬地区 |
| | ・有望な区域に整理された後、どのように進んでいくのか。 | ・再エネ海域利用法に基づき、国が中心となり取組みが進むことになる。具体的には、法定協議会が設置・開催され、促進区域指定及び事業者選定のための公募占用指針策定に向けた協議が行われる。 ・協議が整い、促進区域の指定、公募占用指針の策定が行われた場合、事業者の公募から決定までは1年程度かかる見込みである。 ・その後、事業者による環境アセスメント手続き、詳細設計、建設工事等に4～6年程度かかることが見込まれる。 | 遊佐町議会 |